



区 分	地 目 等		特 例 率	行 番 号	宅 地 等		農 地  (千円)	土 地 計  (千円)	家 屋  (千円)	
					宅 地	そ の 他				
					(千円)	(千円)				
法 3 附 の 規 定 第 1 に よ る 課 税 附 則 第 1 特 例 第 5 条 に よ り 又 減 は 額 と 附 則 第 1 特 例 第 5 条 の 額	法	第1項(倉庫)	評 価 額	1/2	1 9 0	-	-	-	-	
			課 税 標 準 額		2 0 0	-	-	-	5,216,202	
	附	(外貿埠頭公社の特定用途 第5項 港湾施設 (H10.3.31 まで取 得点))	評 価 額	2/3	2 1 0	-	-	-	-	
			課 税 標 準 額		2 2 0	-	-	-	57,943	
	則	第14項 (並行在来線に係る譲受固 定資産)	評 価 額	4/5	2 3 0	10,028,059	-	10,028,059	-	
			課 税 標 準 額		2 4 0	7,029,929	-	7,029,929	15,021	
	第	第18項 (民間資金等の活用による 公共施設等)	評 価 額	1/2	2 5 0	-	2,632,884	-	2,632,884	-
			課 税 標 準 額		2 6 0	-	2,091,896	-	2,091,896	268,247
	1	第19項 (認定都市再生事業)	評 価 額	1/2	2 7 0	-	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		2 8 0	-	-	-	-	2,567,376
	5	第20項 (成田国際空港)	評 価 額	1/2	2 9 0	-	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		3 0 0	-	-	-	-	7,363,765
	条	第21項 (国立大学法人の校舎)	評 価 額	3/5	3 1 0	-	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		3 2 0	-	-	-	-	-
	第	第22項 (指定特定重要港湾に係る 港湾施設)	評 価 額	4/5	3 3 0	-	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		3 4 0	-	-	-	-	-
	5	第23項 (都市鉄道施設等)	評 価 額	1/2	3 5 0	-	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		3 6 0	-	-	-	-	68,926
	1	第24項 (外貿埠頭公社の民営化会 社に係る承継特例)	評 価 額	1/2	3 7 0	-	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		3 8 0	-	-	-	-	46,367
	5	第25項 (郵便事業・郵便局株式会 社)	評 価 額	2/3	3 9 0	-	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		4 0 0	-	-	-	-	6,171
	条	第24項 (外貿埠頭公社の民営化会 社に係る承継特例)	評 価 額	1/2	4 1 0	32,479,063	-	-	32,479,063	-
			課 税 標 準 額		4 2 0	22,529,916	-	-	22,529,916	1,105,857
	第	第25項 (郵便事業・郵便局株式会 社)	評 価 額	3/5	4 3 0	11,531,089	-	-	11,531,089	-
課 税 標 準 額				4 4 0	8,071,757	-	-	8,071,757	32,907	
5	第25項 (郵便事業・郵便局株式会 社)	評 価 額	1/2	4 5 0	503,188,165	239,005	-	503,427,170	-	
		課 税 標 準 額		4 6 0	268,967,607	129,828	-	269,097,435	172,674,560	

区分	地目等		特例率	行番号	宅地等		農地 (千円)	土地計 (千円)	家屋 (千円)	
					宅地 (千円)	その他 (千円)				
法の3の規定による課税標準の特例により減額となる課税標準額 法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条 改正によるものも改正法の附則第13条	法附則第15条	第26項(鉄道再構築事業)	評価額	1/4	470	-	-	-	-	
			課税標準額	480	-	-	-	157,962		
		第28項 (重要無形文化財の公演施設)	評価額	1/2	490	214,535	-	-	214,535	-
			課税標準額	500	146,517	-	-	146,517	85,108	
		第30項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	評価額	1/2	510	-	-	-	-	-
			課税標準額	520	-	-	-	-	-	
	第32項 (国際戦略港湾等に係る一定の荷さばき施設等)	評価額	1/2	530	-	-	-	-	-	
		課税標準額	540	-	-	-	-	-		
		評価額	2/3	550	-	-	-	-	-	
	第36項 (駅のバリアフリー化施設に係る特例措置)	課税標準額	2/3	560	-	-	-	-	-	
		評価額	2/3	570	-	-	-	-	-	
	法附則第15条の2	第2項 (三島特例)(法附則第15条の3の適用のあるものを除く)	評価額	1/2	590	111,454	3,866,168	-	3,977,622	-
			課税標準額	600	75,028	2,740,248	-	2,815,276	11,992,026	
	法附則第15条	第1項 (旅客会社等に係る承継特例)(法附則第15条の2第2項の三島特例に係るものを除く)	評価額	3/5	610	20,594,000	132,341,796	104,384	153,040,180	-
課税標準額			620	8,407,981	64,817,749	48,573	73,274,303	3,315,537		
法附則第15条	第1項 (旅客会社等に係る承継特例)(法附則第15条の2第2項の三島特例に係るものに限る)	評価額	3/10	630	18,363,256	119,137,824	-	137,501,080	-	
		課税標準額	640	11,883,092	81,716,277	-	93,599,369	8,378,362		
改正によるものも改正法の附則第13条	第2項 旧法第349条の3第24項(関西国際空港株式会社)	評価額	1/2	650	16,698,276	385,114	-	17,083,390	-	
		課税標準額	660	11,688,793	269,580	-	11,958,373	-		
改正によるものも改正法の附則第13条	第3項 旧法附則第15条の3第2項(旅客会社等に係る基盤整備事業)	評価額		670	-	-	-	-	-	
		課税標準額		680	-	-	-	-	4,243,483	

区 分	地 目 等		特 例 率	行 番 号	宅 地 等		農 地  (千円)	土 地 計  (千円)	家 屋  (千円)
					宅 地  (千円)	そ の 他  (千円)			
改 平 正 成 法 23 年 の 改 正 規 定 法 に 附 則 第 9 条 の 条	第2項	旧法第 349 条の 3 第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	評 価 額	1/3	6 9 0	-	-	-	-
			課税標準額	7 0 0	-	-	-	27,961	
			評 価 額	2/3	7 1 0	-	-	-	-
			課税標準額	7 2 0	-	-	-	290	
	第4項	旧法第 349 条の 3 第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	評 価 額	1/3	7 3 0	-	-	-	-
			課税標準額	7 4 0	-	-	-	-	
	第5項	旧法第 349 条の 3 第 32 項 (自動車安全運転センター)	評 価 額	1/3	7 5 0	-	-	-	-
			課税標準額	7 6 0	-	-	-	-	
	第6項	旧法第 349 条の 3 第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	評 価 額	1/2	7 7 0	-	-	-	-
			課税標準額	7 8 0	-	-	-	9,084	
	第7項	旧法附則第 15 条第 1 項 (倉庫)	評 価 額	1/2	7 9 0	-	-	-	-
			課税標準額	8 0 0	-	-	-	3,254,562	
			評 価 額	7/8	8 1 0	-	-	-	-
			課税標準額	8 2 0	-	-	-	-	
第8項	旧法附則第 15 条第 26 項 (高齢者・障害者等の移動円滑 化停車場建物等)	評 価 額	2/3	8 3 0	-	-	-	-	
		課税標準額	8 4 0	-	-	-	440,900		
第9項	旧法附則第 15 条第 31 項 (認定都市再生事業)	評 価 額	1/2	8 5 0	-	-	-	-	
		課税標準額	8 6 0	-	-	-	488,679		
第10項	旧法附則第 15 条第 35 項 (指定都市特定重要港湾に係る 港湾施設)	評 価 額	1/2	8 7 0	-	-	-	-	
		課税標準額	8 8 0	-	-	-	4,509		

区 分	地 目 等		特 例 率	行 番 号	宅 地 等		農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)
					宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)			
改 正 法 附 則 第 22 条 第 14 項 による 改正	第3項	旧法附則第15条第28項 (大規模改良停車場建物等)	評 価 額	3/4	0 1 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		0 2 0	-	-	-	1,468
	第4項	旧法附則第15条第36項 (PFI 公共荷さばき施設)	評 価 額	1/2	0 3 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		0 4 0	-	-	-	-
	第5項	旧法附則第15条第37項 (PFI 一般廃棄物処理施設)	評 価 額	1/2	0 5 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		0 6 0	-	-	-	956,550
	第6項	旧法附則第15条第54項 (鉄道再生事業)	評 価 額	1/4	0 7 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		0 8 0	-	-	-	8,351
改 正 法 附 則 第 21 条 第 11 項 による 改正	第2項	旧法附則第15条第2項 (倉庫)	評 価 額	1/2	0 9 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		1 0 0	-	-	-	8,559,028
			評 価 額	5/6	1 1 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		1 2 0	-	-	-	-
	第3項	旧法附則第15条第45項 (地下駅火災対策施設)	評 価 額	2/3	1 3 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		1 4 0	-	-	-	-
	第4項	旧法附則第15条第46項 (地下街等の洪水時避難施設)	評 価 額	2/3	1 5 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		1 6 0	-	-	-	-



区 分	地 目 等		特 例 率	行 番 号	宅 地 等		農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)	
					宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)				
改 正 法 附 規 成 定 15 に 年 18 よ 改 条	第3項	旧法第 349 条の 3 第 28 項 (日本電気計器検定所)	評 価 額	1/3	4 1 0	-	-	-	-	
			課 税 標 準 額		4 2 0	-	-	-	400,192	
		旧法第 349 条の 3 第 29 項 (日本消防検定協会)	評 価 額	1/3	4 3 0	-	-	-	-	
			課 税 標 準 額		4 4 0	-	-	-	-	
		旧法第 349 条の 3 第 30 項 (小型船舶検査機構)	評 価 額	1/3	4 5 0	-	-	-	-	
			課 税 標 準 額		4 6 0	-	-	-	346,087	
旧法第 349 条の 3 第 31 項 (軽自動車検査協会)	評 価 額	1/3	4 7 0	-	-	-	-			
	課 税 標 準 額		4 8 0	-	-	-	1,107,959			
改 正 規 定 13 第 2 条 改 正 規 定 10 第 2 条 改 正 規 定 10 第 2 条 改 正 規 定 10 第 2 条	第3項	旧法附則第 15 条第 19 項 (指定法人等大規模外貿埠頭)	評 価 額	1/2	4 9 0	-	-	-		
			課 税 標 準 額		5 0 0	-	-	-	509,848	
改 正 法 7 年 改 正 法 附 則 第 12 条	第3項	旧法第 349 条の 3 第 27 項 (農業・生物系特定産業事業 研究機構)	評 価 額	1/3	5 1 0	-	-	-		
			課 税 標 準 額		5 2 0	-	-	-		
			評 価 額	1/6	5 3 0	-	-	-		
			課 税 標 準 額		5 4 0	-	-	-	169,983	
		旧法第 349 条の 3 第 30 項 (日本電気計器検定所)	評 価 額	1/6	5 5 0	-	-	-		
			課 税 標 準 額		5 6 0	-	-	-	878,223	
		旧法第 349 条の 3 第 31 項 (日本消防検定協会)	評 価 額	1/6	5 7 0	-	-	-		
			課 税 標 準 額		5 8 0	-	-	-		
		旧法第 349 条の 3 第 32 項 (小型船舶検査機構)	評 価 額	1/6	5 9 0	-	-	-		
			課 税 標 準 額		6 0 0	-	-	-	178,257	
旧法第 349 条の 3 第 33 項 (軽自動車検査協会)	評 価 額	1/6	6 1 0	-	-	-				
	課 税 標 準 額		6 2 0	-	-	-	331,510			
合 計			評 価 額		6 3 0	736,114,439	262,589,642	104,433	998,808,514	-
			課 税 標 準 額		6 4 0	389,450,235	153,582,119	48,622	543,080,976	454,969,348

区 分	地 目 等		特 例 率	行 番 号	宅 地 等		農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)
					宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)			
法第29条第5項の第7項	市街化区域農地としての評価額		/	6 5 0	29,354	-	937,631	966,985	-
	徴収猶予分に相当する課税標準額			6 6 0	4,051	-	238,781	242,832	-
法第29条第5項の第8項	市街化区域農地としての評価額		/	6 7 0	-	-	-	-	-
	徴収猶予分に相当する課税標準額			6 8 0	-	-	-	-	-
法第29条第5項の第16項	市街化区域農地としての評価額		/	6 9 0	1,899,788	1,492,232	25,475,955	28,867,975	-
	徴収猶予分に相当する課税標準額			7 0 0	516,261	-	7,758,461	8,274,722	-
法第29条第5項の第17項	市街化区域農地としての評価額		/	7 1 0	-	-	-	-	-
	徴収猶予分に相当する課税標準額			7 2 0	-	-	-	-	-
法附則第4条第55項	区域外の土地となつた区域及び関係する特例措置	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7 3 0	12,557,581	617,243	257,165	13,431,989	9,411,420
法附則第2条第55条第4項	区域外の土地となつた区域及び関係する特例措置	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7 4 0	1,005,059	104,111	66,693	1,175,863	769,107
法附則第2条第55条第6項	区域外の土地となつた区域及び関係する特例措置	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7 5 0	-	-	-	-	-
法附則第2条第55条第8項	区域外の土地となつた区域及び関係する特例措置	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7 6 0	-	-	-	-	-
法附則第1条第56項	震被災による住宅用地の特例措置	減額分に相当する課税標準額	/	7 7 0	21,136,142	-	-	21,136,142	-
法附則第10条第56項	震被災による住宅用地の特例措置	減額分に相当する課税標準額	/	7 8 0	659,411	-	-	659,411	-



区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	宅 地 等		農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)			
法条(震被屋例) 附(東災に係措) 則(日本による替置) 第11項大る家特 第56項	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7 9 0	-	-	-	-	3,851,204
		1/3 減額	8 0 0	-	-	-	-	-
法条(区用代地置) 附(居域内地替) 則(住内に係住宅用) 第13項難宅宅用 第56項	減額分に相当する課税標準額	/	8 1 0	-	-	-	-	-
		1/2 減額	8 2 0	-	-	-	-	8,073
法条(区に家措) 附(居域内係の置) 則(住内家代特) 第14項難屋替例 第56項	減額分に相当する課税標準額	1/3 減額	8 3 0	-	-	-	-	-
		1/2 減額	8 4 0	-	-	-	-	2,114,718
法16第(中震) 附条(新越災) 則の6濁沖害) 第2項県地	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8 4 0	-	-	-	-	2,114,718
改定の改正第項第(項) 正(平正13(法56 法(成法第13(法条第 の24附第附第 規も年則4則13 第13項)	減額分に相当する課税標準額	/	8 5 0	131,571	-	-	131,571	-
		1/2 減額	8 6 0	-	-	-	-	21,100
改定の改正第項第(項) 正(平正13(法56 法(成法第13(法条第 の24附第附第 規も年則5則14 第14項)	減額分に相当する課税標準額	1/3 減額	8 7 0	-	-	-	-	-
		1/2 減額	8 8 0	-	-	-	-	2,122,344
改定の改正第項第(項) 正(平正9(法16 法(成法第9(法条の の23附第附第 規も年則11則2 第2項)	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8 9 0	-	-	-	-	634,448
		1/2 減額	9 0 0	-	-	-	-	5,184,836
改定の改正第項第(項) 正(平正14(第10 法(成法第14(旧第 の22附第附第 規も年則7附 第16項)	減額分に相当する課税標準額	1/3 減額	9 1 0	-	-	-	-	4,723,077